

令和 8 年

第 2 回市議会定例会 議案第 4 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 6 第 2 項中「第 5 条の 6 第 2 項」を「第 5 条の 6 第 3 項または第 4 項」に改める。

第 2 7 条の 2 第 1 項ただし書中「および第 2 7 条の 3 の 3 第 1 項」を「ならびに第 2 7 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号および第 3 号ならびに第 2 項第 4 号」に改める。

第 2 7 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き，」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め，「。次条第 1 項において同じ」を削り，同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 2 7 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は，公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，地方税法施行規則で定めるところにより，次項各号に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を經由して，市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号および次項第3号において同じ。）（退職手当等（第33条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。）もしくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第27条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者またはその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族または特定親族の氏名
- (5) その他地方税法施行規則で定める事項

第40条中「，土地」の後ろに「または家屋」を加え，「，家屋にあつては20万円」を削り，「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に，「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「第35条の2の2第5項」の後ろに「，法附則第35条の3の6第4項」を加え，「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項または第4項」に改める。

附則第8条の2中「第7条の2第4項」の後ろに「（法附則第7条の3第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第8条の3第8項中「第15条第25項第1号イ」を「第15条第24項第1号イ」に，「3分の2」を「2分の1」に改め，同条第9項中「第15条第25項第1号ロ」を「第15条第24項第1号ロ」に，「3分の2」を「2分の1」に改め，同条第10項中「第15条第25項第1号ハ」を「第15条第24項第1号ハ」に，「3分の2」を「2分の1」に改め，同条第11項中「第15条第25項第1号ニ」を「第15条第24項第1号ニ」に，「3分の2」を「2分の1」に改め，同条第12項中「第15条第25項第2号」を「第15条第24項第2号」に，「7分の6」を「5分の3」に改め，同条第13項中「第15条第25項第3号イ」を「第15条第24項第3号イ」に，「4分の3」を「3分の2」に改め，同条第14項中「第15条第25項第3号ロ」を

「第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「第15条第25項第3号ハ」を「第15条第24項第4号」に改め、同条第16項から第18項までを削り、同条第19項を同条第16項とし、同条第20項から第23項までを3項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

21 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第27条の2第1項ただし書、第27条の3の2第1項および第5項ならびに第27条の3の3の改正規定ならびに附則第5条および第7条の3第1項の改正規定ならびに次条第1項および第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第40条の改正規定および附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日

(3) 第26条の6第2項の改正規定ならびに附則第7条の4の改正規定（「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項または第4項」に改める部分に限る。）および附則第8条の2の改正規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）および次条第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）第27条の3の3第1項および第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する新条例第27条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に

支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の函館市税条例第27条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の函館市税条例附則第7条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。）または同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）または同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を

同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の函館市税条例附則第7条の4第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第40条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の寄附金税額控除に関する規定等を整備し、家屋等に対して課する固定資産税の免税点を引き上げ、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長し、および特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合等の改定等をするため